

再 評 価 書

事業名	準用河川 九手川 統合準用河川改修事業		事業区分	河川改修	事業主体	松阪市
事業概要	工期	平成6年～平成30年	全体事業費	658.0百万円(負担率:国1/3,市2/3)		
	(下段:変更前)	平成6年～平成25年	(下段:変更前)	544.9百万円(負担率:国1/3,市2/3)		
事業目的及び内容						
<p>(1) 事業の背景と目的 流域の上流における宅地開発などに伴う流出量増加により、昭和57年8月1日には流域の下流に位置する人家23戸、農地0.4ha、平成12年9月11～12日には同様に下流において、人家30戸、農地3.8haが浸水するという甚大な被害に見舞われていることから、当該事業は中・下流における治水安全性の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 事業の内容 平成6年度に事業区間881m、計画期間20年間、総事業費544.9百万円で事業採択を受けている。その後、九手川を取り巻く社会経済状況の変化を受けて、平成16年度に全体計画を見直し、計画期間を25年間(5年間増)、総事業費を658.0百万円(113.1百万円増)に変更した。(p9-10参照)</p> <p>事業の内容は、次のとおりである。(以下の内容については計画見直しによる変更なし) 築堤 1,762m 掘削 7,012m³ 護岸 1,762m 床固工 1式 鉄道橋補強 1橋 道路橋 1橋 用地買収 3,300m²</p> <p>この事業により流下能力が7m³/s(No.101、最小流下能力点)から25m³/s(北浦川流入地点より上流区間)となり、2年に1回の確率で降る雨に対する治水安全性が確保できる。(p3参照)</p>						
事業主体の再評価結果						
<p>1 再評価を行った理由 事業採択後10年が経過し、なお継続中であるため三重県公共事業再評価実施要綱第2条に基づき、再評価を行う。</p>						
<p>2 事業の進捗状況と今後の見込み</p> <p>(1) 事業の進捗状況(p4、p10参照) 平成6年度の事業着手時より、測量設計とともに用地買収・工事に着手した。平成7年度以降も用地買収・工事を行っている。 当事業区間に位置するJR橋梁の改修に係わる協議が難航しており、平成12～16年までの5年間は事業が休止していたが、この度JRとの協議に目処がついたため、平成17年度より事業を再開する方針である。 事業の進捗状況は現在までに412mで護岸整備が完了し、残りは469mとなっている。</p> <p>(2) 今後の見込み 今後は厳しい財政状況ではあるが、単年度内に完成する工事規模を考慮しつつ、平成30年には当該事業を完了するように努める。長年懸案であったJR橋梁の改修に目処がついたことから、平成17年度より事業を再開し、残りの計画期間(14年間)内に完了できるものと考えている。</p>						
<p>3 事業を巡る社会経済状況等の変化 以下のような、九手川を取り巻く社会経済状況の変化により、九手川の全体計画を見直した。(p5-8参照)</p> <p>(1) 河川法の改正等 河川法の改正により河川整備の目的として環境保全の項目が加わったことから、現状の環境や生態系に極力配慮した川づくりが求められることとなった。また、阪神淡路大震災を受けて橋梁の耐震設計に関する基準が変更されたため、新たに耐震補強を行う必要が発生した。</p> <p>(2) 周辺環境とニーズの変化 平成12年度に商業用施設が流域内に設置された。また、松阪大学関連施設(学生寮など)等やミニ開発住宅団地が流域内に多く整備された。 また、地元住民より従来の三面張り水路のような整備ではなく、親水・多自然型の川づくりが要望されている。</p> <p>(3) 財政状況の変化 国庫補助金の減少、市の財政状況が近年厳しくなっている。</p>						

4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元の意向の変化等

4-1 費用対効果分析(p11-15参照)

本事業を行う前においては、2年に1回の確率で降る雨によって、家屋48世帯、農地34haの浸水が発生すると想定され、事業を行うことでそれらの浸水被害が全て解消され、便益が発生する。

(1) 分析結果

全体計画変更後の費用対効果は11.22となった。

総便益B=66.03億円

総費用C=建設費(現在価値化)+維持管理費(事業費の0.5%、現在価値化)-残存価値(現在価値化)

=5.30億円+0.69億円-0.10億円

=5.89億円

費用対効果(総便益/総費用) B / C = 66.03億円/5.89億円

= 11.22

(2) 費用対効果の変化の要因

特になし。(九手川は今回が初めての事業再評価となるため)

4-2 地元の意向

地元では、浸水被害軽減のために必要な基盤整備と、手軽に河川と触れ合うことができる親水性、環境を重視した河川整備への要望は強い。

5 コスト縮減

周辺土地利用との調和を考え、親水性に可能な限り配慮するとともに、現存する身近な生態系にも配慮した良質で安価な護岸等の整備に努める。

また、護岸の裏込め材として再生材を利用するほか、河床の捨石として本事業や近隣の他事業で出された発生材などの利用を検討して、コストの縮減に努める。

- ・護岸の裏込め材として再生材を利用した場合の縮減額 3.24百万円
- ・河床の捨石として発生材を利用した場合の縮減額(見込み) 1.35百万円

再評価の経緯

特になし。(九手川は今回が初めての事業再評価となるため)

事業主体の対応方針

三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため当事業を継続したいと考えている。